

4・4 船荷証券の電子化に関する国内法制化

船荷証券の電子化については、2021年に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を受け、2021年4月から法務省は関係者・有識者による「商事法の電子化に関する研究会（座長：東京大学藤田教授）」が設置され、法制化に際した各種論点の整理等が実施された（詳細は船協海運年報2021「4・4」参照）。

2022年4月には法制審議会 商法（船荷証券等関係）部会に協議の舞台が移され、当協会は上記研究会に続き同部会にも当協会顧問弁護士事務所（弁護士法人阿部・阪田法律事務所）の池山明義弁護士を委員に推薦するとともに、法技術的な観点からの検討に備え、会員各社の顧問弁護士をはじめとした関係者協力の下、バックアップ体制を構築した。

約2年半に亘る議論の末、2024年9月に法制審議会は「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」を採択、法務大臣へ答申した。今後、国会へ商法等関連法規の改正法案が提出され法制化が見込まれるものの、具体的な時期は未定となっている。このような状況下、会員関係会社からの要請も踏まえ、当協会会長は2025年12月に法務省を訪問し法務副大臣に対して早期の法制化を求める要望書を手交した（【資料4-4-1】参照）。

以上

電子船荷証券の早期国内法制化を求める要望書を法務副大臣に提出

電子船荷証券の国内法制化を巡っては、2024年9月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」を採択、法務大臣に答申しましたが、現在まで法制化には至っておりません。

これを受け当協会は、電子船荷証券の国内法制化に向けた商法等関連法規の早期改正を求める要望書を、以下のとおり三谷法務副大臣に提出しましたのでお知らせします。

- ・ 日 時：2025年12月17日（水）10：00～10：15
- ・ 場 所：法務省副大臣室
- ・ 出席者：（法務省）三谷法務副大臣
（当協会）長澤会長、加藤副会長、篠原理事長 他

長澤会長は、電子船荷証券の利活用に向けた海運業界の取り組み状況、ならびに電子船荷証券が国内法により認知されていないことが顧客荷主による導入の阻害要因となっていることに触れたうえで、本法制化が電子船荷証券の普及、ひいては貿易手続き全体の円滑化に大いに資するとし、早期の法制化を要望しました。

要望書を受け取った三谷法務副大臣は、国際商取引における本法制化の重要性に対する理解とともに、「法務省としても可能な限り早期に法制化できるよう尽力したい」と意欲を示しました。



左から、篠原理事長、加藤副会長、長澤会長、三谷法務副大臣